

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2025/1/13号 (No. 615)

=====

【ジェットロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェットロ・香港事務所では、「2025年全国知識産権局局長会議」の概要紹介」と題する記事を作成しました。

本記事は、1月7日に北京で開催された「全国知識産権局局長会議」において申局長より報告された内容の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○【香港発中国創新 IP 情報】「2025年全国知識産権局局長会議」の概要紹介

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20250110.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェットロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

【ジェットロ北京事務所からのお知らせ】

先月にご連絡しました2024年度第4回目の「人材育成セミナー（日本語）」について、下記の通り、リマインドさせていただきます。まだお申し込みが完了していない方がいらっしゃいましたら、お申込みをお願いいたします。

1. テーマ：

「事例から学ぶ中国における不使用取消審判の対応——OEM、越境 EC など異なるビジネススタイルにおいて準備すべき使用証拠及び各注意点」

2. 講師：

北京浩思行知識産権代理有限公司 代表パートナー 弁護士・商標代理人 傅文浩

3. 開催日時：

2025年1月23日（木）15:00～16:30（中国時間）/16:00～17:30（日本時間）

4. 申込フォーム：

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcb/20250123>

※参加登録の締め切り：1月17日（金）

★お問い合わせ先

ジェットロ北京事務所 知的財産権部

Tel : +86-10-6528-2781

E-mail : PCB-IP@jetro.go.jp

○ 法律・法規等

1. 「商標行政法執行証拠規定」が正式発表 2025 年 1 月 1 日施行へ(国家市場監督総局公式サイト 2025 年 1 月 2 日)
2. 国家知識産権局、新たな規章制定手続規定を発表(国家知識産権網 2025 年 1 月 2 日)
3. 国家知識産権局、「行政復議規程」を改訂 2025 年 2 月施行(国家知識産権網 2024 年 12 月 31 日)
4. 国家知識産権局、「専利紛争行政裁定および調停弁法」を発表(国家知識産権網 2024 年 12 月 30 日)
5. 国家知識産権局、集積回路配置図設計保護条例の改正案で意見募集(国家知識産権網 2024 年 12 月 26 日)

○ 中央政府の動き

1. 国務院、医薬品産業の質の高い発展を目指す改革案発表 知財保護制度を整備(中国政府網 2025 年 1 月 3 日)
2. 国家知識産権局、専利出願書式を改訂 送達手続の円滑化を目指す(国家知識産権網 2025 年 1 月 2 日)
3. 中国とブラジルが PPH 試行プログラムの期間を延長(国家知識産権網 2024 年 12 月 31 日)
4. 国家知識産権局、AI 関連特許の出願ガイドラインを公表(国家知識産権網 2024 年 12 月 31 日)
5. 専利代理業界の高品質な発展促進に関する座談会が北京で開催(国家知識産権網 2024 年 12 月 28 日)
6. 国家知識産権局、特許・実用新案出願の引用補充制度に関するガイドラインを公表(国家知識産権網 2024 年 12 月 24 日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京、専精特新企業の高品質発展を後押し 27 項目の新措置を発表(北京市経済と情報化局公式サイト 2024 年 12 月 25 日)

【華東地域】

2. 長江デルタ地域、特許移転促進イベントを開催(中国知識産権資訊網 2024 年 12 月 30 日)
3. 上海市、特許活用を強化 大学・医療機関などの特許 6.8 万件を調査(国家知識産権網 2024 年 12 月 27 日)

【華南地域】

4. 広東省、知的財産保護体系建設プロジェクトのタスク分担表を発表(国家知識産権網 2024 年 12 月 25 日)

○ 司法関連の動き

1. 最高人民法院、科学技術イノベーションの司法保護強化に向けた新方針を発表(最高人民法院公式サイト 2025年1月7日)
2. 上海、知的財産と営業秘密の保護強化へ 戦略協定を締結(最高人民検察院公式サイト 2024年12月25日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華南地域】

1. 香港税関、偽物の取り締まり強化 クリスマス商戦前の特別行動で約4万点押収(香港税関公式サイト 2025年12月24日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国のデジタル経済核心産業、企業数が急増 前年比17.99%増 (国家市場監督管理総局公式サイト 2024年12月30日)

○ 統計関連

1. 2023年、全国特許集約型産業の付加価値は約17兆元に(国家知識産権網 2024年12月31日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 「商標行政法執行証拠規定」が正式発表 2025年1月1日施行へ★★★

中国国家市場監督管理総局 (SAMR) と国家知識産権局 (CNIPA) はこのほど、「商標行政法執行証拠規定」(以下「証拠規定」)を正式に発表した。この規定は、2025年1月1日より施行される。

2022年7月、CNIPAは商標行政法執行における証拠規則の研究作業を開始した。同局は2023年12月に、初版となる「商標行政法執行証拠基準規定(意見募集稿)」およびその起草説明を公式ウェブサイト上で公表していた。この初版は全5章46条から成り、広く意見が求められた。

2024年にSAMRとCNIPAは、2023年版の「証拠規定」を共同で見直し、内容を精査した結果、5章39条だった内容を24条に簡略化した。その後、2024年8月19日には再度意見募集が行われ、最終的に現在の形にまとめられた。

約2年半にわたる研究と改訂を経て、正式に公表された「証拠規定」は全24条で構成されている。主な内容は、適用主体と案件範囲、証拠の概念、証拠に関する具体的要件、証拠の審査と認定、直接認定可能な証拠、他部門が取得した証拠の採用などを含んでいる。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2025年1月2日)

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/zfjcs/art/2025/art_307c8233e0e3432a9c7d1c73a68968b5.html

★★★2. 国家知識産権局、新たな規章制定手続規定を発表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、公式ウェブサイトで「国家知識産権局による規章の制定手続に関する規定」（局令第 83 号）を発表した。この規定は、2024 年 7 月 11 日から社会各界に向けて意見募集を実施した後、同年 12 月 13 日に第 7 回局務会議で承認され、正式に公布された。施行日は 2025 年 2 月 1 日と定められている。

新たに公布された規定は、全 7 章 36 条で構成されており、規章制定における基本的な原則や、立法の根拠、適用範囲、名称および体例について明確に定めている。7 つの章の内訳は、▽総則、▽立案、▽起草、▽審査、▽審議、公布および登録、▽解釈、改正および廃止、▽附則である。

今回の規定の公布により、国家知識産権局が規章を制定する際の手続が一層透明かつ体系的になることが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2025 年 1 月 2 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/2/art_74_197026.html

★★★3. 国家知識産権局、「行政復議規程」を改訂 2025 年 2 月施行★★★

2024 年 12 月 30 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は改訂後の「国家知識産権局行政復議規程」（第 82 号局令）を公布した。この規程は 2025 年 2 月 1 日から施行される。

改訂前の「規程」は 2012 年 9 月 1 日に施行されたが、制定から時間が経過し、現在の行政復議業務のニーズに十分に対応できていない部分があった。具体的には、機構改革により、国家知識産権局の再審案件の管轄範囲が商標や地理的表示に拡大した点、新たに調整された知財制度に対応する救済ルールが明確でない点、そして改訂された「行政復議法」に基づいた適応的な修正が必要な点が挙げられる。これらの問題を解決するため、国家知識産権局は規程の改訂を行った。

新しい規程は全 5 章 44 条から成り、主な改訂内容は以下の通り。

- 1、復議業務の基本原則、職責と保障の明確化。
- 2、行政復議の受理案件の類別と前置範囲の整備。
- 3、行政復議の受理および審理手続きの最適化。
- 4、行政復議による行政紛争の解決、法による行政監督の役割の強化。

これの改正により、知的財産権に関する行政復議業務がより効率的かつ適切に進められることが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2024 年 12 月 31 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/31/art_66_196989.html

★★★4. 国家知識産権局、「専利紛争行政裁定および調停弁法」を発表★★★

2024 年 12 月 30 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は第 81 号局令として「専利紛争行政裁定および調停弁法」を公布した。この規定は、2025 年 2 月 1 日から施行される。

新たに公布された「弁法」は全 85 条から成り、総則、行政裁定、行政調停、法的責任、附則の 5 章

に分かれている。この規定は、特許紛争を処理する際の手続き、侵害判断基準、証拠の取り扱いに関する規定を明確化しており、また、重大な特許侵害及び医薬品特許紛争の早期解決メカニズムに関する行政裁定や、特許のオープンライセンスに関する調停などの新たな項目が追加されている。さらに、特許紛争に対する行政調停の適用範囲が明確化され、行政調停が可能な特許紛争の種類についても具体的に規定されている。

この規定は、特許業務を担当する部門が特許紛争の行政裁定や侵害問題の処理、さらに調停を行う際の重要な指針となるものである。

(出典：国家知識産権網 2024年12月30日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/30/art_74_196968.html

★★★5. 国家知識産権局、集積回路配置図設計保護条例の改正案で意見募集★★★

集積回路配置図設計の保護制度の最適化を狙い、中国国家知識産権局（CNIPA）は「集積回路配置図設計保護条例」の改正に向けた準備作業を実施した。これまでの調査と研究の成果を踏まえて、関連部門との意思疎通を重ねたうえで、CNIPAは同条例の改正案を作成した。

「集積回路配置図設計保護条例」の改正案は現在、一般向け意見募集のために公開されている。意見募集の締切日は2025年2月9日。意見提出の方式は以下の通り。

▽電子メール：tiaofasi@cnipa.gov.cn

▽Fax：010-62083681

▽書簡：北京市海淀区西土城路6号国家知識産権局条法司条法一处 〒100088（封筒の左下には「集積回路配置図設計保護条例」と明記すること）

(出典：国家知識産権網 2024年12月26日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/26/art_75_196880.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国務院、医薬品産業の質の高い発展を目指す改革案発表 知財保護制度を整備★★★

国務院弁公庁はこのほど、「医薬品・医療機器の監督管理改革を全面的に深化させ、医薬産業の質の高い発展を促進する意見」（以下「意見」）を発表した。

「意見」では、2027年までに医薬品の革新と産業発展に適応した監視管理体制を構築し、2035年までには医薬産業がより強い革新力と国際競争力を備え、監視管理の現代化を基本的実現することを目標に掲げている。

「意見」には、5つの重点分野で24項目の改革措置が盛り込まれている。その中で、医薬品・医療機器の研究開発およびイノベーションの支援強化に関する具体策として、知的財産保護制度の整備が挙げられている。具体的には、一部の医薬品が承認され市場に投入される際、申請者が独自に取得した未公表の試験データやその他のデータについて、カテゴリー別に一定のデータ保護期間を設けることが提案されている。また、希少疾患用薬、子ども用薬、最初の化学的ジェネリック医薬品、そして独占的な漢方薬については、条件を満たす場合に一定の市場独占期間を付与することも盛り込

まれた。

さらに、医薬品・医療機器のオリジナルな成果に関する特許の戦略的配置を加速し、特許の質向上および実用化・応用効果の向上を目指す。これらの改革措置については、国家知識産権局（CNIPA）と国家薬品监督管理局（NMPA）がそれぞれの責任分担に基づいて実施することが明記されている。

(出典：中国政府網 2025 年 1 月 3 日)

https://www.gov.cn/zhengce/content/202501/content_6996115.htm

★★★2. 国家知識産権局、専利出願書式を改訂 送達手続の円滑化を目指す★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は先日、専利（特許、実用新案、意匠を含む）出願に使用される 7 種類の申請書式について改訂を行う旨の通知を発表した。この改訂は、専利の認可および権利確定に関する行政手続において、送達に関連する権利を行政訴訟手続にも拡大することを目的としている。特に、行政訴訟における外国人当事者への送達の困難さに対応するための措置である。

今回の改訂では、「特許請求書」や「実用新案請求書」など 7 種類の書式における記入注意事項が修正され、新たに「当事者が異議を明示しない限り、中国国内で専利手続きに関連する法律文書を受領する受取人およびその住所は、その後の行政訴訟手続にも適用される」との内容が追加された。

新書式は 2025 年 1 月 10 日から施行され、同日をもって旧書式は使用停止となる。

(出典：国家知識産権網 2025 年 1 月 2 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/2/art_75_197001.html

★★★3. 中国とブラジルが PPH 試行プログラムの期間を延長★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）とブラジル産業財産庁（INPI）は、2025 年 1 月 1 日から中国ブラジル特許審査ハイウェイ（PPH）試行プロジェクトを引き続き延長することを決定した。両庁での PPH 申請に関する要件や手続きは変更されない。

INPI が発表した情報によれば、同庁の PPH プロジェクトは 2025 年 1 月 1 日より新たな段階に入り、年間で受け付ける全 PPH 協力パートナーからの PPH 申請件数の上限が 3200 件に引き上げられる。四半期ごとの上限は 800 件。また、国際特許分類（IPC）の各セクションへの申請件数の上限は 1000 件に拡大された。さらに、1 申請人あたり毎週 1 件のみ申請可能という制限が廃止される。2025 年第 1 四半期には、INPI は IPC 分類号 H04 に該当する PPH 申請を受け付けず、四半期ごとに再評価を行い、受け入れる技術分野を決定する予定である。

2011 年 11 月に初の PPH 試行プロジェクトが開始されて以来、CNIPA と PPH 協力関係を構築した国や地域の特許審査機関は 33 機関に達し、84 の国をカバーしている。

(出典：国家知識産権網 2024 年 12 月 31 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/31/art_53_196981.html

★★★4. 国家知識産権局、AI 関連特許の出願ガイドラインを公表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、人工知能（AI）をはじめとする新たな分野や業態にお

ける知的財産権の法制度の充実を目指し、「人工知能に関連する特許出願ガイドライン（試行）」をウェブサイトで公表した。このガイドラインは、現行の特許法制度の枠組みに基づき、AI分野の特許審査に関する政策を包括的かつ詳細に解説するもので、革新主体から寄せられる法律的な関心事や課題に応えることを目的としている。

ガイドラインはAI分野における注目の問題や審査方針に焦点を当てており、全6章、約1万3千字で構成されている。各章の構成は以下の通りである。

第1章：AI関連特許出願の主な類型と法的問題

第2章：発明者の身分認定に関する問題

第3章：発明で解決する課題に関する基準

第4章：明細書での十分な開示

第5章：進歩性の判断

第6章：AI関連特許出願の倫理問題

(出典：国家知識産権網 2024年12月31日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/31/art_66_196988.html

★★★5. 専利代理業界の高品質な発展促進に関する座談会が北京で開催★★★

12月20日、中華全国専利代理師協会は北京において、代理業界の高品質な発展を促進するための座談会を開催した。業界全体に対し、専利（特許、実用新案、意匠）代理市場の良好な秩序の構築に向けて積極的に取り組み、代理業界の高品質な発展を促すよう呼び掛けた。

会議では「業界の高品質な発展を推進するための提案書」が発表され、業界の不正行為の撲滅、代理業務の品質向上、そして新たな発展環境の構築を目指す内容が強調された。これに対して、14の省・直轄市から集まった専利代理業界団体の責任者や中華全国専利代理師協会の常務理事60余名が提案内容に賛同し、「誓約書」に署名した。

会議に参加した関係者は、特許代理業界の高品質発展を実現するために、品質意識、専門能力、そしてサービスの向上を継続的に推進する必要性を再確認した。さらに、知的財産権強国の建設に貢献し、経済社会の質の高い発展に寄与する決意を新たにした。

(出典：国家知識産権網 2024年12月28日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/28/art_53_196957.html

★★★6. 国家知識産権局、特許・実用新案出願の引用補充制度に関するガイドラインを公表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は2024年12月24日、「発明または実用新案専利出願における引用による補充の適用に関するガイドライン」を公式ウェブサイトで発表した。

この「引用による補充」制度は、優先権を主張した特許や実用新案出願において、請求項や明細書に欠陥がある場合の救済措置として導入された。改訂された「専利法実施細則」の第45条に新たに規定され、改訂「専利審査指南」によって、さらに具体的なルールが設けられている。この制度は2024年1月20日から施行されている。

具体的には、優先権を主張した先願の特許または実用新案出願において、請求項や明細書に欠落や誤記が見つかった場合、出願日から2ヶ月以内、または専利局が指定した期限内に先願の書類を引用することで、正しい内容に補充することが認められる。この場合、元の出願日を保持することができる。

新たに公表されたガイドラインは、改訂「専利法実施細則」と「専利審査指南」を基に、出願人が引用補充制度を正しく理解し、適切に活用できるように指導することを目的としている。ガイドラインは、制度の概要、国内出願での引用補充、PCT出願の国内段階移行時の注意点、そして救済に関する四つの主要な部分から構成されており、12件の具体的な事例も紹介されている。

(出典：国家知識産権網 2024年12月24日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/24/art_66_196843.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京、専精特新企業の高品質発展を後押し 27項目の新措置を発表★★★

北京市経済と情報化局はこのほど、各区や関連部門と連携し、「北京市における専精特新企業の高品質発展を促進するための若干の措置」を策定した。この施策は、「専精特新」（専門化・精密化・特徴化・革新性を持つ）企業のさらなる成長を目指し、八つの分野にわたる27項目の具体的な取り組みを提示している。

施策の柱となるのは、「イノベーション能力の向上」「財政・金融支援」「デジタル化とグリーン発展の推進」「企業間連携の強化」「人材誘致と育成」「空間とデータの提供」「企業権益の保護」「サービス体制の整備」の八分野である。

イノベーション分野では、「専精特新」企業が国家重点研究開発計画に参加することを支援し、大学や研究機関の研究開発成果を「先使用後払い」の方式で活用できるよう後押しする。また、質の高い知的財産権の創出や、国内外での先進的な標準や団体標準の策定を促進し、業界への影響力向上を目指す。

財政・金融支援では、企業が直面する「資金調達の高コスト・遅さ」といった課題解決に重点を置く。財政支援の強化や資金調達ルート拡大に加え、知的財産権を担保とした融資への補助金支給や、研究開発費損失保険、知的財産保険、デジタル資産保険など、多様な保険商品の提供により企業のリスク管理を支援する。

北京市はこれまでに、イノベーション型中小企業を1万3844社、「専精特新」中小企業を9786社育成してきた。特に「小巨人企業」と呼ばれる国家レベルの「専精特新」企業は1035社に達し、全国で初めて1000社を超える都市となった。また、2022年以降、3年連続で全国トップの地位を維持している。

(出典：北京市経済と情報化局公式サイト 2024年12月25日)

https://jxj.beijing.gov.cn/jxdt/gzdt/202412/t20241225_3973409.html

【華東地域】

★★★2. 長江デルタ地域、特許移転促進イベントを開催★★★

12月26日、長江デルタ地域の知的財産管理部門が主催する「長江デルタ地域特許移転マッチングイベント」が江蘇省南京市で開催された。知的財産取引所や大学・研究機関、主要企業、金融機関、価値評価専門機関などの代表者約160人が参加した。

イベントでは、長江デルタ地域の特許オープンライセンスリストが発表されたほか、江蘇省、浙江省、上海市、安徽省の大学・研究機関と企業代表が、「地域横断型特許転換協力プロジェクト」に関する契約を締結した。また、三省一市の知的財産取引機関は共同で「長江デルタ特許転換活用コンプライアンスサービスプラットフォーム」の構築に向けた契約を交わした。

さらに、政府機関、大学・研究機関、イノベーション企業、取引機関、代理店、金融機関、評価機関、技術ブローカーなど、多くの関係者が「特許転換の全チェーンエコシステム構築」イニシアチブを共同で発表した。会場では「特許転換活用による産業イノベーションの推進」や「生成型AIを活用した特許移転・転換の可能性」といったテーマを中心に講演や意見交換が行われ、特許活用を通じた産業発展の新たな展望が示された。

(出典：江蘇省知識産権局公式サイト 2024年12月30日)

http://jsip.jiangsu.gov.cn/art/2024/12/30/art_75875_11459081.html

★★★3. 上海市、特許活用を強化 大学・医療機関などの特許6.8万件を調査★★★

上海市知識産権局は2024年、上海市教育委員会、市科学技術委員会、市衛生健康委員会と連携し、特許の転換活用を推進するための特別行動を展開した。この一環として、市内の大学、研究機関、医療機関が保有する特許の棚卸し作業を大規模に実施し、全面的に完了した。

今回の棚卸しでは、市内112の機関が対象となり、合計6万8千件の特許が調査された。この内訳として、41の大学が5万1千件、47の病院が1万3千件、さらに24の研究機関が計4千件の特許を保有していることが確認された。

調査の結果、上海市には市場ニーズに応える可能性が高く、経済的価値を有する特許が4万3千件以上存在することが明らかになった。これらの特許は国家知識産権局が構築した大学・研究機関の特許資源データベースに登録され、特許の転換活用を進める基盤として活用されている。

さらに、上海市では2万2千社を超える企業がこの特許資源データベースに登録し、自社の需要に合った特許とのマッチングを進めた。その結果、これまでに7800件以上の特許が活用され、産業界と学界の連携が強化されている。

(出典：国家知識産権網 2024年12月27日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/27/art_55_196929.html

【華南地域】

★★★4. 広東省、知的財産保護体系建設プロジェクトのタスク分担表を発表★★★

広東省市場監督管理局（知識産権局）は近日、同省の版權局や公安庁、司法庁、商務庁、高等裁判

所、検察院、税関と共同で、「知的財産保護体系建設プロジェクト实施方案」（以下「实施方案」）のタスク分担表を発表した。

このタスク分担表では、知的財産保護に関する政策・標準体系、執行・司法体系、認定・確定体系、管理体系、社会的共治体系、国家安全ガバナンス体系、能力支援体系といった分野に焦点を当て、計143項目の具体的な施策を提示している。

これらの施策により、広東省における知的財産保護体系の整備を進め、厳格かつ協調的で正確、高効率、スマートな保護体制を構築することを目指している。これにより、より高い水準で知的財産活動の質の向上を図り、地域の新たな質の生産力の育成・発展を支える計画である。

(出典：国家知識産権網 2024年12月25日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/25/art_57_196859.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高人民法院、科学技術イノベーションの司法保護強化に向けた新方針を発表★★★

1月6日、最高人民法院（最高裁）は記者発表会を開催し、「高品質な裁判サービスを通じて科学技術イノベーションを保障するための意見」と、関連する典型的な事例8件を発表した。

「意見」では、科学技術イノベーションに関連する裁判で直面する重要な課題に焦点を当て、▽全体的な要求、▽イノベーション成果の保護強化、▽イノベーション主体の保護強化、▽イノベーション活動の保護強化、▽イノベーションの法治化・国際化・市場化環境の整備、▽司法保護メカニズムの構築など、6つの観点から、25条計98項目の具体的な政策措置を提案している。これらは刑事、民事、行政の三大裁判分野を包括的にカバーし、司法政策、裁判基準、体制メカニズム、チーム構成など、さまざまな視点から明確な要求を示している。「意見」の主な構成は以下の通りである。

1. 全体的な要求。指導思想、基本原則、全体目標を明確に示している。
2. 科学技術イノベーション成果の司法保護を強化し、地域に応じた新たな生産力の発展を支援する。
3. 科学技術イノベーターへの法的保護を強化し、社会全体のイノベーション活力を十分に引き出す。
4. 科学技術イノベーション活動の保護レベルを強化し、あらゆる権利侵害行為を断固として取り締まる。
5. 科学技術イノベーションにおける法治化・国際化された市場環境を構築し、高水準の社会主義市場経済体制の構築を支援する。

6. 公正な司法体制とメカニズムを整備し、革新主導型の発展戦略の実施をより良く支援する。

「意見」の実施に向けて、発表会では典型的な事例8件も紹介された。これらの事例はバイオ医薬、漢方薬、半導体、アルゴリズム、データ、リチウム電池、再生可能エネルギー、インターネットなど、さまざまな分野に関連しており、特許、集積回路、技術秘密など、イノベーションに密接に関連する知財裁判が含まれている。

(出典：最高人民法院公式サイト 2025年1月7日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/452041.html>

★★★2. 上海、知的財産と営業秘密の保護強化へ 戦略協定を締結★★★

上海市浦東新区検察院、浦東新区知識産権局、浦東新区市場監督管理局、同済大学上海国際知的財産学院は先日、「知的財産および営業秘密の総合保護を全面的に強化する戦略的協力協定」を締結した。これにより、知的財産の総合保護体制、海外知的財産保護体制、国際的なリスク防止体制のさらなる充実が図られる。

協定では、企業の海外進出戦略への支援、専門的な協調保護メカニズムの活用、行政法執行と刑事司法の連携強化、多元的紛争解決メカニズムの深化、定期的な協議体制の構築、人材育成メカニズムの共創、保護文化の醸成といった内容が盛り込まれた。

特に「企業の海外進出戦略への共同支援」は協定の最重要項目である。各機関は、国家海外知的財産紛争対応指導センター浦東センターを拠点として、海外での知的財産や営業秘密に関する紛争の情報収集、業務指導、リスク防止に関する研修を強化し、企業の「安心して海外展開できる環境」を整えることを目指す。

この取り組みは、上海市の検察機関、知的財産行政部門、学術研究機関の連携を強化し、知的財産と営業秘密の保護体制を一層充実させる。これにより、地域の科学技術イノベーションを支える基盤が強化され、企業競争力の向上にも寄与することが期待される。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2024年12月25日)

https://www.spp.gov.cn/dfjcdt/202412/t20241225_677389.shtml

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華南地域】

★★★1. 香港税関、偽物の取り締まり強化 クリスマス商戦前の特別行動で約4万点押収★★★

香港税関は、12月9日から20日までの2週間にわたり、コードネーム「クリスマス守衛」の特別行動を実施した。この期間中、税関はクリスマス商戦に伴う大規模な買い物需要を悪用した偽物商品や密輸品の越境輸送を取り締まり、10件の関連事件を摘発した。押収された偽物・密輸品の総数は約4万3千点にのぼり、その推定市場価値は1700万香港ドルを超えるとされている。

税関の調査によると、不正業者はクリスマス前の消費者需要の増加を見越し、偽物商品や未申告の貨物を香港を経由して国外に転送しようとしていた。税関はリスク分析を通じて、屯門の内河船ターミナルと港珠澳大橋出入検査所の入国貨物検査施設で3つのコンテナと1台のトラックを検査し、その結果、約3万5千点の偽物・密輸品を押収した。これらの品物の推定市場価値は1100万香港ドルに達している。

さらに、税関は情報分析と詳細な調査に基づき、複数の地元物流会社に対しても取り締まりを強化した。葵涌と青衣にある6つの物流会社に対して突入捜索を行い、約7千4百点の偽物（腕時計、携帯電話、靴、衣服など）を押収した。これらの品物の推定市場価値は600万香港ドルに上る。

(出典：香港税関公式サイト 2025年12月24日)

https://www.customs.gov.hk/sc/customs-announcement/press-release/index_id_4439.html?p=1&y=&m=

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国のデジタル経済核心産業、企業数が急増 前年比 17.99%増★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）の発表によると、昨年 11 月末時点で中国のデジタル経済核心産業における企業総数は 457 万 4100 社に達し、2023 年末と比較して 17.99%の増加を記録した。

産業別では、デジタル技術応用業が 216 万 6900 社、デジタル要素駆動業が 196 万 2500 社、デジタル製品サービス業が 23 万 6300 社、デジタル製品製造業が 20 万 8200 社となり、それぞれ前年末比で 17.60%、19.64%、16.70%、8.92%の成長を見せた。

地域別の分布を見ると、企業数が最も多いのは広東省で全国の 16.47%を占めている。続いて浙江省が 9.62%、山東省が 8.75%となり、この 3 省で全国企業総数の約 35%を占めている。

デジタル経済核心産業とは、産業のデジタル化を進めるためにデジタル技術、製品、サービス、インフラ、ソリューションを提供する事業や、デジタル技術とデータ要素に完全に依存する経済活動を指す。2021 年に発表された「デジタル経済およびその核心産業統計分類」に基づき、デジタル製品製造業、デジタル製品サービス業、デジタル技術応用業、デジタル要素駆動業の 4 つの主要分野が含まれている。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2024 年 12 月 30 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2024/art_27202f0f876d41058335bb2f356c5647.html

○ 統計関連

★★★1. 2023 年、全国特許集約型産業の付加価値は約 17 兆元に★★★

12 月 31 日、国家知識産権局と国家統計局が 2023 年の全国特許集約型産業の付加価値データを発表した。

第 5 回全国経済センサスの結果に基づく計算によれば、2023 年、全国の特許集約型産業の付加価値は 16 兆 8713 億元となり、国内総生産（GDP）の 13.04%を占めた。前年と比べて 0.44 ポイントの上昇である。

内訳を見ると、新設備製造業が最も規模が大きく、付加価値は 4 兆 8808 億元で、特許集約型産業全体の 28.9%を占めた。次いで、情報通信技術サービス業が 3 兆 9322 億元（23.3%）を占め、情報通信技術製造業が 3 兆 2101 億元（19.0%）と続いた。

(出典：国家知識産権網 2024 年 12 月 31 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/31/art_74_196992.html

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年3回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved